諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成28年2月22日(平成28年(行情)諮問第175号)

答申日:平成29年3月31日(平成28年度(行情)答申第832号)

事件名:特定事業者に係る行政文書ファイル「平成25年度 地域公共交通確

保維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報告書・通知書」等にま

とめられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その 一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問 庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部 分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長(以下「処分庁」という。)が行った平成25年11月11日付け関総総第297号による一部開示決定及び同第297号の2による不開示決定(以下、併せて「処分1」という。),同第295号による一部開示決定及び同第295号の2による不開示決定(以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね次のとおりである。

(1) 印影について

情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年12月24日に答申した「平成25年度(行情)答申第325号及び同第326号」において、印影を開示すべきと答申している。

原処分で処分庁(関東運輸局長)が不開示とした印影についても、審査会による最新の判断事例と思われる当該答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである。

(2) 審査票について(処分1)

「補助金の額の確定に係る審査票」について, 「不開示とすべき最低限の部分」を除いた残りの部分は, 開示されるべきである。

(3) 「見積書,契約書,請書」について(処分1)

「見積書,契約書,請書」について,補助金の支出に係る情報が含まれるなら,開示されるべきである。また,不開示とする場合であっても,「不開示とすべき最低限の部分」を除いた残りの部分は,開示されるべきである。

(4) 実施調書について(処分1)

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金実施調書内訳」の黒塗り不開示部分のうち、補助金の使途に直接に係る情報(契約の相手方、契約金額、変更契約金額、請求金額、支払金額、備考欄(単価等)など)は、開示されるべきである。

「最高価格」及び「最低価格」は、「品質と価格のバランス等に配慮して、補助金が適切に使用されているかどうか」の検証に必要な情報であり、また後述(7)のとおり、「補助金支出の妥当性の検証が必要と考えられる事例」の検証に必要な情報であることから、当該情報は開示されるべきである。

(5) 事業費について(処分1及び処分2)

「生活交通改善事業計画」に記載の「事業費」について,次のものについては開示されるべきである。

- ア 既に公表されている情報等については不開示とすべき理由が無いことから、開示されるべきである。一例を挙げると、特定事業者Bは、有価証券報告書(第190期・平成24年4月1日~平成25年3月31日)にて、平成25年度に実施予定の車両の更新(3億9千万円)とコンクリート枕木化工事(7千万円)の予定費用を公表している。
- イ 安全対策に係る事業費のうち、「特定の連続正面衝突事故(特定事業者」における平成12年と平成13年の事故)を契機とした安全性緊急評価事業に係る緊急保全整備事業や中長期保全整備事業が、期日までに完了していないもの」(以下、第2において「保全整備事業遅延事案」という。)については、「鉄道事業者が事業費を十分に確保せず、監督官庁がこれを黙認し、これにより鉄道の安全が十分に確保されていない状態が継続している可能性」が否定し得ず、「鉄道事業者による安全対策への投資計画と処分庁等による監督が十分であるか」を国民が検証する必要性が「特に高い」と考えられることから、当該情報は開示されるべきである。なお、「保全整備事業遅延事案に係る具体的問題」については、(8)で後述する。
- ウ 事業費のうち、保全整備事業遅延事案に係らないものについても、 鉄道の安全対策に係るものについては、開示されるべきである。
- エ 処分庁に係り補助金の支出が見込まれる事業費のうち、後述(7) のような「補助金支出の妥当性の検証が必要と考えられる事例」につ

いては、開示されるべきである。

- (6) 未完了の補助事業について(処分1及び処分2)
 - ア 未完了の補助事業を検証する権利について

処分庁は、未完了の地域公共交通確保維持改善事業及びこれに係る 鉄道事業者の事業について、事業の未完了を理由に、「補助対象事 業の合計額と、補助金の合計額(共に未確定額)」以外の「補助対 象経費の配分金額とこれに係る補助金額、交付申請書に添付された 積算表や見積書」等を不開示としている。また、特定事業者 E につ いては、事業が単体であることを理由として、補助対象事業の合計 額等も不開示としている。

処分庁は,「補助事業の支出が完了するまで,国民には補助事業の 妥当性を検証する権利が無い」ことを前提として,不開示を決定し ているように見受けられる。

しかし国民は、「すでに補助金が支出された補助事業の妥当性を検証する権利」だけでなく、「これから補助金が支出されようとしている補助事業の妥当性を検証する権利、また検証の結果、不正な補助事業であると考えられる場合は、補助金の支出の差し止め等を求める権利」を有しているはずである。

よって、「特段の理由のある事例」を除き、未完了であることは補助金支出の予定額等を不開示としてよい理由とはならないと考えられることから、これら情報は開示されるべきである。

イ 特定事業者Aについて

未完了の補助事業のうち、特定事業者Aに係る情報については、 (7)で後述するように検証の必要性が高いと考えられることから、 当該情報は開示されるべきである。

(7)補助金支出の妥当性の検証が必要と考えられる事例について

処分1で開示された文書によると、特定事業者Aは平成24年度に、中古車両6両を5億0468万8360円で導入しており、1両あたり導入費用は8411万4726円である。同決定で開示された他の文書によると、平成24年度に特定事業者Dが導入した中古車両の導入費用は1両あたり2242万7218円で(2両で4485万4436円)、特定事業者Aの中古車両導入費用は、特定事業者Dの4倍近くを要している。

同じく処分3で開示された文書によると、特定事業者Cは1億174 1万8640円で新製車両(ディーゼルカー)を1両、特定事業者Hは 1億2742万4000円で新製車両(電車)を1両、それぞれ導入し ている。特定事業者Aの「1両あたり8411万4726円」という導 入費用は、他事業者の導入費用と比較すると、中古車両導入費用よりむ しろ新製車両導入費用に近い、不自然に高額なものとなっている。

「特定事業者Aの高額な中古車両導入費用」に係る補助金支出が妥当であるかどうかの検証には、可能な限りの情報の開示が必要であると考えられる。

なお、念のため記すが、審査請求人は「検証のため情報開示が必要」と主張しているのであって、「特定事業者Aへの補助金支出は不当」と主張しているのではない。検証により、「補助金支出の妥当性」が証明される可能性もある。

(8) 保全整備事業遅延事案に係る具体的問題について

ア 特定事業者 F について

平成26年1月11日,特定事業者Fにて列車脱線事故が発生した。 当該事故は、2両編成の事故列車に8軸ある車輪のうち、前方2軸 は特定分岐器(X駅構内のY駅方に設置されている分岐器)の定位 側に進入したものの、3軸目以降の少なくとも4軸が反位側に「異 線進入」し脱線したもので、1つの車両や1つの編成が複数の線路 上に跨った状態になる、いわゆる「泣き別れ事故」であった。

「処分庁による平成14年3月7日付の通達,関鉄監第194号他 (以下,第2において「安全性緊急評価事業通達」という。)」は, 特定鉄道事業者Cが安全性緊急評価事業の対象鉄道事業者であるこ とを明記している。

当該事故発生の原因である可能性が低くないと考えられる特定分岐器は、平成14年に作成された安全性緊急評価報告書において、トングレールが摩耗・欠損し、グロッシング部のバックゲージが基準範囲を超過していたことが確認されている。間報告書は「バックゲージの縮小は、車輪フランジの異線進入の原因となる可能性があるので、直ちに詳細調査の上、軌間やガードレール等の調整を行うことが望ましい。」と、明確に「異線進入」の危険性を指摘しており、当該事故の発生を予見したものとなっている。

また、「安全性緊急評価報告書の記載事項を、処分庁の職員が直接に確認した平成15年の現地調査」(以下、第2において「フォローアップ調査」という。)においても、特定分岐器のトングレール欠損とバックゲージ不良を確認した旨が報告されている。さらに、平成18年の保安監査においても、特定分岐器のバックゲージが基準範囲を超過して縮小していた旨が、保安監査報告書に記されている。

当該事故が、「安全性緊急評価報告書やフォローアップ調査や保安 監査等で度々指摘された特定分岐器の問題点」を原因(または原因 の一つ)として発生したとするなら、「処分庁は、当該事故の発生 を十分に予見できる立場にありながら、事故発生防止の措置のため に必要な事業費を確保するよう特定事業者 F を指導したり、処分庁 自身が必要な補助事業を実施する等の監督業務を十分に行わず、そ の不作為が保全整備事業遅延事案等を生じさせ、事故発生の原因の 一つとなった」という可能性が否定し得ない。

イ 特定事業者 C について

平成25年12月28日、特定事業者Cにて列車脱線事故が発生した。当該事故は、脱線した車両がカーブした橋梁上を走行し、また橋梁上で停止するという、極めて危険な事故であった。安全性緊急評価事業通達は、特定事業者Cが安全性緊急評価事業の対象鉄道事業者であることを明記している。

当該事故の原因は明らかとなっていないが、「脱線した車両(特定車両番号 Z)が安全性緊急評価事業に基づき処分庁の補助事業を伴って導入されたと考えられること」及び「安全性緊急評価事業によって、事故現場の特定橋梁(W川橋梁)の重要部材であるシュー座(橋桁と橋脚の接合部)にクラック(亀裂)が確認されていたこと」から、現段階では「安全性緊急評価事業と事故原因が全く無関係とは断定出来ない」と考えられる。

よって、「保全整備事業遅延事案等が当該事故の原因の一つである」という可能性が否定し得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 地域公共交通確保維持改善事業について

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、交通事業者等に対して補助金等の支援をする制度である。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において、原処分の妥当性について検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 印影について

事業者印及び代表者印の「印影」については、当該法人の事業活動等において取引の関係者のみに示されるものであり、これが公にされた場合には、法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益が侵害されるおそれがあるものに該当するために不開示としたものである。

審査請求人は、審査会の最新の判断事例と思われる答申に照らして 「開示すべき」と主張するが、当該答申では、印影が既に公にされてい ることが認められ、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがないという理由のもと、印影を開示した事例である。

しかしながら、原処分において不開示とした印影については、公にされているものとは認められず、これを公にした場合、当該法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれや、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、審査請求人が主張の根拠とした答申の事例に該当するものではなく、不開示を維持することが妥当である。

(2) 審査票について

審査票は、処分庁が実施した現地視察等の結果をとりまとめたものであり、補助金の額を確定する際の資料となるものである。仮にこの審査票を開示した場合、事前に他の事業者等が入手することが可能となり、審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈し、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、法5条6号イに規定する正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、開示することは適切でなく、原処分において不開示としたものである。

しかしながら、諮問庁において不開示情報を精査したところ、以下の 項目については、その開示により、正確な事実の把握を困難にするおそ れがあるとは言えないことから、開示すべきと考えられる。

- ① 標題及び各項目の標題
- ② 事業者名
- ③ 実施年月日
- ④ 審査員
- ⑤ 補助対象事業(工事内容)

(3) 見積書,契約書,請書について

見積書,契約書,請書については,当該法人が他の法人等に工事等を 発注する際に交わした文書である。これらは一般的に企業の取引情報と して秘匿されるべきものと考えられ,当該法人の競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあり,特定法人の詳細な事業計画を推察でき る情報であることから,法 5 条 2 号イに該当するとして不開示としたこ とは妥当であると考える。

(4) 実施調書内訳について

実施調書内訳のうち、①「最低価格」、②「契約の相手方」、③「契約金額」、④「請求金額」、⑤「支払金額」は、企業の取引情報並びに内部情報に該当するとして、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから当該情報を不開示としたものである。

当該情報については、いずれも通常公にされていない企業の内部情報

であり、開示することにより、法 5 条 2 号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報を不開示とした原処分は妥当と考える。

(5) 事業費について

事業費については、事業者が補助金の交付を受けようとする際に提出する生活交通改善事業計画に記載されている情報であり、事業者の取引情報であることから、鉄道事業者の内部管理情報である。これらは、事業者の事業計画を推察できる情報であり、これらの情報を公にした場合、事業者の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあることから、法5条2号イにより不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、特定事業者Eの有価証券報告書がWEB 上に公表されており、特定事業者Eの生活交通改善事業計画の事業費を 確認することができることから、既に公表されている情報は開示すべき と主張する。

これについて、処分庁に確認したところ、処分庁は、鉄道事業者から 提出された生活交通改善事業計画は公表していないことから、事業費に 関する情報は、審査請求人が主張する公の情報と認めることはできない。

さらに、審査請求人が指摘するWEB上に公表されている有価証券報告書を確認してみると、生活交通改善事業計画の事業費そのものが記載されていなかったことから、諮問庁としても、処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求を受けた時点で、各事業者の事業費の情報について法5条2号イに該当するため、不開示としたことは妥当であると判断する。

(6) 未完了の補助事業について

未完了の事業については、開示請求受付日現在において、個々の事業の入札等がまだ行われていない状況であり、その時点では事業内容や予定価格は公にされていない企業の内部情報であった。そのため、開示することにより、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報を不開示とした現処分は妥当であると考える。

(7) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右する ものではない。

3 結論

以上により、諮問庁としては、原処分において不開示とした部分のうち、 上記2(2)①ないし⑤に挙げた情報は開示することが相当と考えるが、 それ以外の部分については不開示を維持することが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年2月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月7日 審議

④ 平成29年2月20日 本件対象文書の見分及び審議

 ⑤ 同年3月6日
 審議

 ⑥ 同月29日
 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、平成24年度及び平成25年度の地域公共交通確保維持改善事業(輸送対策)に関する別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2(本件請求文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書1の①ないし⑦及び文書2の①ないし⑥(本件対象文書)をそれぞれ特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分(なお、処分庁は、同日付けで一部開示決定と不開示決定を行っているが、実質は、両者を併せた一部開示決定である。)を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の一部を開示すべきであると して原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分のうち、文書1の①ないし⑦中の補助金額を確定するための審査票(以下「審査票」という。)のi)標題及び各項目の標題、ii)事業者名、iii)実施年月日、iv)審査員及び v)補助対象事業(工事内容)は開示するものの、その余は原処分が妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 本件不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、 別表1の番号1ないし番号8(以下、順に「本件不開示部分1」ないし 「本件不開示部分8」という。)に記載したとおりであることが認めら れる。

- (2) 不開示情報該当性について
 - ア 本件不開示部分1
 - (ア)諮問庁は、本件不開示部分1を不開示とした理由について、理由 説明書(上記第3の2(1))において、以下のとおり説明する。 交付申請書等に押印された鉄道事業者の法人印及び代表者印の印

影は取引の関係者のみに示されるものであり、公にした場合、当該 法人の各種書類等の偽造に悪用され、当該法人の正当な利益を害す るおそれがあり、法5条2号イに該当する。

(イ)本件不開示部分1について、公にすることにより当該法人の正当 な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は首肯でき る。

したがって、本件不開示部分1は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件不開示部分2

(ア) 当審査会において文書1の①ないし⑦につづられた審査票を見分したところ、当該審査票は、補助対象事業全体についての講評等が記載された1枚目と工事内容ごとに確認結果等が記載された個票とで構成されていることが認められる。

このうち本件不開示部分 2 は、i)標題及び各項目の標題、ii) 事業者名、iii)実施年月日、iv)審査員及び v)補助対象事業(工 事内容)を除いた部分であり、具体的には、審査票 1 枚目の 「2.」の表の全て、「個票」に係る頁のうち「1.①」、「1. ②」、「2.①」及び「2.②」の各表の全てである。

(イ)諮問庁は、本件不開示部分2を不開示とすべき理由について、理由説明書(上記第3の2(2))において、以下のとおり説明する。審査票は、処分庁が実施した鉄道事業者に対する現地視察等の結果を取りまとめたものであり、補助金の額を確定する際の資料となるものである。このうち、本件不開示部分2を公にすると、審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈され、今後の同種の現地視察について、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、法5条6号イに規定する正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

(ウ)以下,検討する。

本件不開示部分2のうち別紙の3に掲げる部分には、補助金の審査を行う際の確認項目や確認書類等が記載されているところ、その内容は通常この種の審査が行われる際の一般的な確認項目や確認書類等にすぎず、特段秘匿すべきものとは認め難い。したがって、当該部分は、諮問庁が説明するように、公にすると正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められず、法5条6号イに該当しないので、開示すべきである。

他方,本件不開示部分2のうち別紙の3に掲げる部分以外の部分には,具体的な審査結果や指導内容等が記載されており,これを公にすると,審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈され,

今後の同種の現地視察について、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分は法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ 本件不開示部分3及び本件不開示部分4
- (ア)諮問庁は、本件不開示部分3及び本件不開示部分4を不開示とした理由について、理由説明書(上記第3の2(3)及び(4))において、以下のとおり説明する。

本件不開示部分3は、鉄道事業者である法人が他の法人等に工事等を発注する際に交わした文書であり、本件不開示部分4は、補助対象事業の実施調書内訳の契約内容等が記載されている部分であり、いずれも通常公にされていない企業の取引情報及び内部情報に該当することから、法5条2号イに規定する当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ)本件不開示部分3及び本件不開示部分4の記載内容からすると, 上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分3及び本件不開示部分4は、法5条2号イに該当し、不開示とすることは、妥当である。

- エ 本件不開示部分5ないし本件不開示部分8
- (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件不開示部分5ない し本件不開示部分8を不開示とした理由について改めて確認させた ところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
 - a 本件不開示部分5ないし本件不開示部分8は、いずれも原処分 時点で事業が未完了であるため不開示としたものである。
 - b 本件不開示部分 5 ないし本件不開示部分 8 は、補助対象となる個々の事業の事業費の額を示す情報(文書 2 の⑤の特定事業者 E については補助対象事業が一つであるので、合計額や総額等も個々の事業の事業費の額を示す情報となる。)であり、鉄道事業者が個々の事業に係る工事等を他の事業者に発注する際の予定価格を類推させる情報と認められる。
 - c 事業が未完了であるのに、本件不開示部分5ないし本件不開示部分8を公にすると、個々の事業に係る工事等の入札において予定価格が類推されて競争が制限され、落札価格が高止まりするなど鉄道事業者が契約上不利益を被るおそれがあり、鉄道事業者である法人の正当な利益を害するおそれがある。
 - d したがって、本件不開示部分5ないし本件不開示部分8は、法 5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当と考える。

なお、審査請求人は、特定事業者Bの有価証券報告書で公表さ

れている情報は開示すべきである旨主張するが、審査請求人が 主張する有価証券報告書の記載と特定事業者Bに係る文書2の ②の記載とは一致しないから、審査請求人の主張は認められな い。

(イ)原処分時には事業が未完了であったため、本件不開示部分5ない し本件不開示部分8を公にすると、個々の事業の工事等を発注する 際の予定価格が類推されて落札価格が高止まりするなど、鉄道事業 者である法人の正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の 説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分5ないし本件不開示部分8は、法5 条2号イに該当し、不開示としたことは、妥当である。

3 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号イ及び 6 号イに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の 3 に掲げる部分以外の部分は、同条 2 号イ及び 6 号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであるとと判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

請求文書1

下記①ないし⑤の事業者に係る行政文書ファイル「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報告書・通知書」について、「行政文書ファイルから『まとめられた行政文書』を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。すなわち、局が作成した当該ファイルに係る文書(目録等)及びファイルの表紙(背表紙や内表紙等を含む)に局が記載した部分(文書整理ラベルシール他)」及び「ファイルにまとめられた行政文書の一切」

- ① 特定事業者 A
- ② 特定事業者G
- ③ 特定事業者 H
- ④ 特定事業者 | 及び特定事業者 B
- ⑤ 特定事業者 C 及び特定事業者 D

請求文書2

下記①ないし⑥の事業者に係る行政文書ファイル「平成25年度地域公共交通確保維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報告書・通知書」について、「行政文書ファイルから『まとめられた行政文書』を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。すなわち、局が作成した当該ファイルに係る文書(目録等)及びファイルの表紙(背表紙や内表紙等を含む)に局が記載した部分(文書整理ラベルシール他)」及び「ファイルにまとめられた行政文書の一切」

- ① 特定事業者 A
- ② 特定事業者 B
- ③ 特定事業者 C
- ④ 特定事業者 D
- ⑤ 特定事業者 E
- ⑥ 特定事業者 F

2 本件対象文書

文書 1

下記7事業者に係る「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報告書・通知書」(ファイル背表紙を含む)

- ① 特定事業者 A
- ② 特定事業者 G

- ③ 特定事業者 H
- ④ 特定事業者 |
- ⑤ 特定事業者 B
- ⑥ 特定事業者 C
- ⑦ 特定事業者 D

文書 2

下記6事業者に係る「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報告書・通知書」(ファイル背表紙を含む)

- ① 特定事業者 A
- ② 特定事業者 B
- ③ 特定事業者 C
- ④ 特定事業者 D
- ⑤ 特定事業者 E
- ⑥ 特定事業者 F
- 3 開示すべき部分

文書1の①ないし文書1の⑦につづられた「審査票」のうち

- (1)審査票1枚目「2.」の表の左欄
- (2)「個票」に係る頁のうち「1.①」の表の左欄
- (3) 「個票」に係る頁のうち「1. ②」の表の全て
- (4)「個票」に係る頁のうち「2.①」の表の左欄

別表 (本件不開示部分)

番号	文書番号	不開示部分
1	文書1の①ないし文書1	事業完了実績報告書,交付決定変更申請書
	の⑦及び文書2の①ない	及び交付申請書に押印された法人印及び代
	し文書 2 の⑥	表者印の印影
2	文書1の①ないし文書1	審査票のi)標題及び各項目の標題, ii)
	の ⑦	事業者名,iii)実施年月日,iv)審査員,
		 ∨)補助対象事業(工事内容)を除いた部
		分
3	文書1の②ないし文書1	見積書,契約書及び請書
	の④	
4	文書1の①ないし文書1	「補助金実施調書内訳」に記載されている
	の⑦	「最高価格」,「最低価格」,「契約の相
		手方」,「契約金額」,「変更契約金
		額」, 「請求金額」, 「支払金額」及び
		「備考欄(単価等)」
5	文書1の①ないし文書1	生活交通改善事業計画に記載されている平
	の⑦及び文書2の①ない	成25年度以降の事業費(文書2の⑤以外
	し文書2の⑥	は、平成25年度の合計額を除く。)
6	文書2の①ないし文書2	交付決定通知書「様式第4-2別紙3」及
	の⑥	び交付申請書「様式第4-1別紙3」に記
		載されている「補助対象経費の配分金額」
		及び「補助金額」(文書2の⑤について
		は、各合計額を含む。)
7	文書 2 の⑤	交付申請審査結果に記載されている「補助
		対象経費」及び「補助金交付申請額」,要
		件適合判定表に記載されている「H 2 5 補
		助対象経費」,交付申請書に記載されてい
		る「補助金交付申請額」,生活交通改善事
		業計画に記載されている「事業に要する費」
	<u></u>	用の総額、負担者及びその負担額」
8	文書2の①ないし文書2	積算表,見積書
	の⑥	